

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案要綱

一 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正

各議院の議長、副議長及び議員の歳費月額を、議長にあつては十二万九千円引き下げて二百四万千円と、副議長にあつては九万四千円引き下げて百四十九万円と、議員にあつては七万七千円引き下げて百二十一万七千円とすること。
(国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第一条関係)

二 特別職の職員の給与に関する法律の一部改正

内閣総理大臣の俸給月額を十二万円引き下げて百八十九万円とすること。

(特別職の職員の給与に関する法律別表第一関係)

三 裁判官の報酬等に関する法律の一部改正

最高裁判所長官の報酬月額を十二万円引き下げて百八十九万円とすること。

(裁判官の報酬等に関する法律別表関係)

四 施行期日

この法律は、令和元年八月一日から施行すること。